広島県高等学校体育連盟主催大会 部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

- 1 水球
- 2 バスケットボール
- 3 バレーボール
- 4 ハンドボール
- 5 サッカー

- 6 ラグビーフットボール
- 7 ソフトボール
- 8 ホッケー
- 9 アイスホッケー

広島県高等学校体育連盟主催大会 部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

令和5年1月23日付け、(公財)全国高体連からの「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について(通知)」より、全国及びブロック大会に準じて本連盟の規程を定める。

1 要旨

本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う複数校合同チーム(以下「合同チーム」という。)で参加する場合は下記「5 大会参加のための条件」を満たしているとともに、専門部が定める「広島県高等学校体育連盟主催大会 競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

2 導入時期

令和5年4月1日より導入する。

3 複数校合同チーム対象競技種目

原則として個人種目のない以下の団体種目とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー(計9競技種目)

4 大会への参加についての考え方

- (1) 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - ① 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位 として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、合同チ ームの参加を認めることとする。
 - ② 合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。
- (2) 学校の統廃合(設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ)に伴う複数校合同チームの大会参加について
 - ① 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるので、当該校に在籍する生徒の 活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合 体育大会に参加することを認める。
 - ② 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校ごとではなく、部活動ごとに取り扱うものとする。
 - ③ 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から出場することはできない。

5 大会参加のための条件

- (1) 勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。 勝利至上主義的な発想とは、当該校の学校規模と比較し、極端に少数精鋭の部員のみの場合 や、他に相応しい学校があるにもかかわらず特定の学校と編成する場合をいう。
- (2) 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (3) 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- (4) 合同チームの編成期間は、各大会の予選会参加申込から終了時(当該上位大会も含む)までとする。

[特例(前年度からの合同チーム継続延長の場合)]

- 一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで 全国高等学校総合体育大会の予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消し た場合でも、当該合同チームでの大会の参加を延長することができる。
- (5) 大会エントリー時点で合同チームとして参加申込を行った後、新入生の入部等により、2チームが双方、または片方の学校の部員不足が解消した場合も、当該大会(上位大会も含む)終了までは合同チームとして大会出場を継続することになる。また、エントリー後に入部した新入生等の大会出場については、原則認められるものと考えられるが、競技特性に基づく対応に違いがあることから、競技別ガイドラインの内容に沿っての対応となる。
- (6) 合同チームのいずれかの学校について、「代表校」として設定すること。なお、合同チームの編成が複数地区をまたぐ場合、<u>在籍生徒数が一番多い学校(同数の場合、代表引率者の学校)が</u>代表校となり、その学校が所属する地区からの参加とする。
- (7) 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校が取りまとめて行うこと。
- (8) 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率(部活動指導員を除く)とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出ること。
- (9) 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入すること。
- (10) 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。なお、他地区の予選会に出場する場合の専門部費の支払いについては免除される。
- (11) <u>広島県教育委員会指定した「連携校」における合同チームについても、本連盟の複数校合同チーム参加規程の編成基準等に合致していること。</u>

6 広島県高等学校総合体育大会開催基準要項(高体連主催3大会も含む)への記載

- ●「参加資格」内容について
 - 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア 部員不足に伴う合同チーム

県高体連会長の承認により参加を認める。

詳細は,本連盟が定める「広島県高等学校体育連盟主催大会における部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と各競技専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。

イ 統廃合対象校による合同チーム(統廃合完了前の2年間に限る)

7 大会参加のための手続き

- (1) 合同チームによる大会参加を希望する学校は、事前に競技専門部に相談し、内諾を得たうえで、該当の学校長連名により、各高体連主催大会の申し込み締め切り(地区の予選会がある場合はその申し込み締め切り)までに、県高体連会長の承認を得ておくこと。
- (2) 申請については、県高体連事務局に申請書(様式1)を提出すること。県高体連会長が大会参加を認めた場合は、県高体連事務局より承認通知書(様式2)を申請校に通知する。
- (3) [特例(前年度からの継続延長)]についての申請については、年度初めの複数校合同チーム申請書(様式1)の提出時に、複数校合同チーム継続延長申請書(様式3)を添えて県高体連事務局に提すること。

令和5年4月1日より施行

広島県高等学校体育連盟主催大会 競技別部員不足に伴う複数校合同チーム 参加ガイドライン[編成基準]

	1	揺 t			<u> </u>	部員不足の2校	祖□	部員不足の	3校以上	特例: 部員充足校(1校)と部員不足			
	ii 人 n 数	写数队最人以很数	大 (インター) ことできる (大学)	、 、 で が が が が が が が が が が が が が	校数	人数の制限	校数	数 題 類	人数の制限	校の合同チームの編成 (年度をまたぐ際の継続延長 の場合を除く)	榧	チーム名	ユニフォーム
茶		7	- 13	- 13	6人以下の 2 核	合計部員数が7人以上12人以下であること。	6人以下の 3校以上	な つ	合計部員数が7人以 [1.18人以下であるこうと。	認める。 ただし、合計部員数が13人以 下であること。		原則として編 成校の校名連 記とする。	統一する必要はない。 ただし、各校ごとに統一されていること。 備子については必ず統一すること。備子に校 名が入っている場合、合同チームを構成する 学校のいずれかの名前でもかまわない。
バスケットボール	5.7	വ	15	12	4 人以下の 2 校		4 人以下の 3 校以上		合計部員数が各大会 規定の登録人数を超 [えないこと。	認めない。	同地区内で編成すること。ただし 希望チームが地区で1チームしか ない場合や同地区では距離があり 組むことが困難な場合は、この限 りではない。この場合人数の規定 は適用しない。	原則として編 成校の校名連 記とする。	統一することが望ましい。 各校のユニフォームを着用して出場するこも可とする。ただし、背番号は重複するこ のないようにする。
バレー ボード	9	9	14	12	5人以下の 2 校		5人以下の 3校以上	なし	制限なし	認めない。	□ 同地区内で編成すること。ただ し、春の高校パレー全日本パレー ポール選手権大会広島県予選会は 除く。	原則として編 成校の校名連 記とする。	統一することが望ましい。 各校ごとのユニフォームを着用する場合、背番号の重複を避け、リベロブレーヤーはリベロブレーオーはリ・ロゼッケンを着用する。
くボ ソー ブラ	7	D.	16	14	6人以下の,2枚	合計部員数が5人以上12人以下であること。	6人以下の 3校以上	な つ	合計部員数が7人以 上18人以下であるこ と。	認める。 合計部員数の制限はない。		原則として編 成校の校名連 記とする。	統一すること。 ただし、ユニフォームに記載されている校 の規定は設けない。
サッカー	=	7	20	20	10人以下の 2 校	合計部員数が7人以 エとし、上限は設けない。	10人以下の 3 校以上	なし	合計部員数が7 人以 エとし、上限は設け ない。	認める。 ただし、合計部員数は20人以 下であること。		原則として編 成校の校名連 記とする。	原則統一すること。
ラダビー フット ボール	15	15	25	25	14人以下の 2 校	合計部員数は15~20 人間後を基準とする。これが不可能なる。これが不可能な場合においても、原則として登録人数のの人との登録人数のと、不可能な場合やイレギュラー事例はイレギュラー事例は再時に要相談。	14人以下の 3 校以上	なって	中計部員機は15~20 人間後後機構とする。 にれが不可能な 場合においても、	認める。 ケだし、以下の場合のみ。 ・部員が15人以上いるが <u>安全</u> 対 <u>策上の問題がある※場や。</u> ・各都道府県専門部及び各者 道府県高体建が大会運営・ 加もしくは安全対策上適当と	、適切に訓練されたフロントローがおらず、安全対策上問題があると各専門部が認めた場合 ・けが人がおり、大会までに復 ・けん人がおり、大会までに復 ・しくに相応のトレーニング を積む期間が確保されず、試合時 に15人の出場が見込めないと専門	源型として で で で で で が で で が に い で が に が に い に い い し が に い が い が い が い が い が が が が が が が が が	ジャージについては統一すること。短パンについては同色であれば可とする。
ンボレー	6	6	24	17	8 人以下の 2 枝	合計部員数が9人以 上16人以下であるこ と。	8 人以下の 3 枝以上	や つ	合計部員数が9人以 上24人以下であるこ 1 と。	認める。 ・(特例1)2校の場合、原則(上して合計部員数16人以下が・望ましい。(特例2)3校以上の場合、「特例2)3校以上の場合、「原則として合計部員数24人以下が望ましい。	編成時の特例 1・2 について) ただし、部員不足の学校と合同 :組める 9 人以上の学校が 1 校し ない場合はこの限りではない。	原則として編 成校の核名連 記とする。	統一する必要はない。 ただし、主将は10番をつけ、番号は重複す ことのないようにする。
ホッケー	=	&	18	- 15	10人以下の 2 校	合計部員数が11以上、20人以下であること。	10人以下の 3 校以上	な し	合計部員数が11人以 1 上21人以下であるこう と。	認める。 ただし、合計部員数は15人以 下であること。		原則として編 成校の校名連 記とする。	統一すること。 いずれかの学校のユニフォームを着用する か、新規に作成した合同チームのユニフォ ムを使用する。
アイスポッケー													

1 水球

- 1 人数及び校数制限
 - (1) **部員不足(6人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が7人以上12人以下であること。
 - (2) 部員不足(6人以下)の3校以上による合同チーム 合計部員数が7人以上18人以下であること。 校数制限は設けない。
 - (3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認める。

ただし、合計部員数が13人以下であること。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一する必要はない。

ただし、各校ごとに統一されていること。帽子については必ず統一すること。帽子に校名が入っている場合、合同チームを構成する学校のいずれかの名前でもかまわない。

2 バスケットボール

- 1 人数及び校数制限
 - (1) **部員不足(4人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が8人以下となる。
 - (2) **部員不足(4人以下)の3校以上による合同チーム** 合計部員数が各大会規定の登録人数を超えないこと。 校数制限は設けない。
 - (3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認めない
 - (4) その他

同地区内で編成すること。ただし希望チームが地区で1チームしかない場合や同地区では距離が あり組むことが困難な場合は、この限りではない。この場合人数の規定は適用しない。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一することが望ましい。

各校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。

3 バレーボール

1 人数及び校数制限

(1) **部員不足(5人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が10人以下となる。

(2) 部員不足(5人以下)の3校以上による合同チーム

人数制限はなし。

校数制限は設けない。

(3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認めない。

(4) その他

同地区内で編成すること。ただし、春の高校バレー全日本バレーボール選手権大会広島県予選会 は除く。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一することが望ましい。

各校ごとのユニフォームを着用する場合、背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロゼッケンを着用する。

4 ハンドボール

- 1 人数及び校数制限
 - (1) **部員不足(6人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が5人以上12人以下であること。
 - (2) 部員不足(6人以下)の3校以上による合同チーム 合計部員数が7人以上18人以下であること。 校数制限は設けない。
 - (3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム認める。

合計部員数の制限はない。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一すること。

ただし、ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない。

5 サッカー

1 人数及び校数制限

- (1) **部員不足(10人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が7人以上とし、上限は設けない。
- (2) 部員不足(10人以下)の3校以上による合同チーム 合計部員数が7人以上とし、上限は設けない。
- (3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認める。

ただし、合計部員数は20人以下であること。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム 原則統一すること。

6 ラグビーフットボール

1 人数及び校数制限

(1) 部員不足(14人以下)の2校による合同チーム

合計部員数は15~20人前後を基準とする。これが不可能な場合においても、原則として登録人数の25人を超えないこと。不可能な場合やイレギュラー事例は専門部に要相談。

(2) 部員不足(14人以下)の3校以上による合同チーム

合計部員数は 15~20 人前後を基準とする。これが不可能な場合においても、原則として登録人数 の 25 人を超えないこと。不可能な場合やイレギュラー事例は専門部に要相談。

校数制限は設けない。

(3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム

認める。ただし、以下の場合のみ。

- ・部員が15人以上いるが安全対策上の問題がある※場合。
- ・各都道府県専門部及び各都道府県高体連が大会運営・参加もしくは安全対策上適当と判断した 場合。
- ※ ア 適切に訓練されたフロントローがおらず、安全対策上問題があると各専門部が認めた場合 イ けが人がおり、大会までに復帰、もしくは相応のトレーニングを積む期間が確保されず、試 合時に15人の出場が見込めない と専門部が認めた場合

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

プログラム等の標記等においては、便宜上「合同A」など認める。

3 ユニフォーム

ジャージについては統一すること。短パンについては同色であれば可とする。

7 ソフトボール

1 人数及び校数制限

(1) **部員不足(8人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が9人以上16人以下であること。

(2) 部員不足(8人以下)の3校以上による合同チーム 合計部員数が9人以上24人以下であること。 校数制限は設けない。

(3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認める。

- ・(特例1)2校の場合、原則として合計部員数16人以下が望ましい
- ・(特例2)3校以上の場合、原則として合計部員数24人以下が望ましい。

(編成時の特例1・2について)

・ただし、部員不足の学校と合同を組める9人以上の学校が1校しかない場合はこの限りではない。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一する必要はない。

ただし、主将は10番をつけ、番号は重複することのないようにする。

8 ホッケー

1 人数及び校数制限

(1) **部員不足(10 人以下)の2校による合同チーム** 合計部員数が11以上、20人以下であること。

(2) **部員不足(10 人以下)の3 校以上による合同チーム** 合計部員数が11 人以上21 人以下であること。 校数制限は設けない。

(3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム 認める。

ただし、合計部員数は15人以下であること。

2 チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

3 ユニフォーム

統一すること。

いずれかの学校のユニフォームを着用するか、新規に作成した合同チームのユニフォームを使用する。

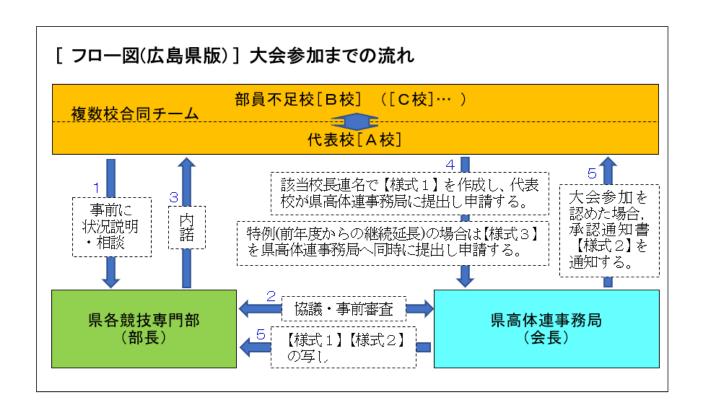
9 アイスホッケー

準備中

- 1 人数及び校数制限
 - (1) 部員不足(人以下)の2校による合同チーム
 - (2) 部員不足(人以下)の3校以上による合同チーム
 - (3) 特例:部員充足校(1校)と部員不足校の合同チーム
- 2 チーム名
- 3 ユニフォーム

様式一覧

様式1	複数校合同チーム編成申請書
様式2	複数校合同チーム編成承認通知書 (複数校合同チーム継続延長承認通知書)
様式3	複数校合同チーム継続延長申請書



令和 年 月 日

広島り	県高等校体育							
				[代表校]			高等学校長	印
* U	トラ校数に	 応じて適	 宜増減して	 ご使用く <i>†</i>	ごさい 。		高等学校長	印
					'		高等学校長	印
			複数校合	同チーム	編成申請	<u></u>		
	ことについて を承認してく		交合意の上、	次のとお	り合同チー	ームを編月	戈 し、下記カ	大会に参加す
				記				
1	種目							
2	大会名							
3	チームの名	名称					_	
4	_ 合同チー <i>L</i>	編成状況	元					
		学校名		1 光左	2 学年	E籍選手数		⇒ 1.
	[代表校]		高等学校	1 学年 名	名子午名	3 学年 名	4 学年 名	<u>計</u> 名
			高等学校	名	名	名	名	名
			高等学校	名	名	名	名	名
		合計		名	名	名	名	名
5	引率者名 [代表校]	<u> </u>	○ 高等⁴○ 高等⁴○ 高等⁴	学校	と職(と職(と職()	氏名 氏名 氏名	
6	監督名							

7 チーム編成上の特例等特記事項

所属 〇 〇 役職 () 氏名

[県高体連事務局 → 合同チーム(代表校)] 様式2

令和 年 月 日

- 高等学校長様○ 高等学校長様○ 高等学校長様

広島県高等学校体育連盟 会 長 印

複数校合同チーム編成承認通知書 [複数校合同チーム継続延長承認通知書]

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、申請書のとお り、大会参加を承認します。

[なお, 前年度からの複数校合同チーム継続延長についても特例として承認します。]

様式3

[合同チーム(代表校) → 県高体連事務局]

令和 年 月 日

広島県高等校体育連盟 会長 様
○ ○ ○ □ 専門部長 様

[代表校] 高等学校長 印

高等学校長 印

高等学校長 印

複数校合同チーム継続延長申請書

このことについて、前年度に引き続き複数校合同チームを継続延長し、大会に参加することを承認してください。

[特例(前年度からの合同チーム継続延長の場合)の申請]

年度初めの複数校合同チーム編成申請書(様式1)の提出時に、複数校合同チーム継続延長申請書(様式3)を県高体連事務局に提出すること。

※ 特例とは

前年度に合同チームで全国高等学校総合体育大会予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、当該合同チームでの大会の参加を延長することができる。